

監査公表第9号
平成29年5月29日

周南市監査委員 中村研二
周南市監査委員 田中和末

定期監査結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による定期監査を実施し、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を次のとおり決定したので、公表します。

（当該監査の結果に関する報告は、平成29年4月25日に決定し、同日議長及び市長等に提出しましたが、平成29年5月29日に議会報告を済ましたことから、今回の公表となりました。）

1 監査の対象

教育部

教育政策課、生涯学習課、人権教育課、学校教育課、学校給食課

中央図書館、新南陽図書館、福川図書館、熊毛図書館、鹿野図書館

2 監査の範囲

平成28年（一部平成27年）4月から平成28年11月までの収入、支出及び契約等財務に関する事務

3 監査の実施期間

平成29年1月25日から平成29年4月25日まで

4 監査の方法

監査に当たっては、財務事務監査を中心に、行政監査の視点も取り入れ、市の事務の執行が法令等に則り適正に執行されているか、合理的かつ効率的に執行されているかを主眼として実施し、全部又は一部を抽出により関係書類を検査照合するとともに、関係職員から説明を聴取した。

5 監査の結果

次に述べる事項を除いて、おおむね適正に処理されていた。なお、指摘事項の詳細にわたる部分や軽微な事項については、監査結果の講評の際に、文書で

指導した。

生涯学習課

(1) 共通的事項

- ア 補助金の交付決定について、周南市職務権限規程に基づく決裁がされていないものがあった。
- イ 施設の使用許可について、周南市教育委員会職務権限規程に基づく決裁がされていないものがあった。

(2) 収入事務

- ア 行政財産目的外使用料等について、算定に誤りのあるものがあった。
- イ 行政財産目的外使用料等について、調定書及び納入通知書に納期限の記載がないものがあった。
- ウ 公民館使用料等について、周南市会計事務規則に定められた期間を超えて金融機関に払い込まれているものがあった。
- エ 公民館使用料の還付について、周南市公民館条例に基づく手続きがされていないものがあった。
- オ 公民館使用料について、調定年度を誤っているものがあった。

(3) 財産管理事務

- ア 備品について、備品管理システムに未登載のものがあった。

人権教育課

(1) 収入事務

- ア 行政財産目的外使用料について、調定書及び納入通知書に納期限の記載がないものがあった。

(2) 財産管理事務

- ア 備品について、備品管理システムに未登載のものがあった。

学校教育課

(1) 共通的事項

- ア 旅行命令書について、周南市教育委員会職務権限規程に基づく決裁がされていないものがあった。

(2) 支出事務

- ア 旅費の支給について、算定に誤りのあるものがあった。
- イ 補助金の交付決定について、算定に誤りのあるものがあった。

(3) 契約事務

ア 委託契約について、周南市契約事務規則に基づく手続きがされていなかったものがあった。

(4) 財産管理事務

ア 備品について、備品管理システムに未登載のものがあった。

学校給食課

(1) 契約事務

ア 物品購入について、周南市契約事務規則に基づく手続きがされていなかったものがあった。

新南陽図書館

(1) 収入事務

ア 図書館資料複写手数料について、周南市会計事務規則に定められた期間を超えて金融機関に払い込まれているものがあった。